

第4章 第2次健康・食育かでな21

1 第2次健康・食育かでな21の基本理念と計画体系

(1) 基本理念

本町では、平成18年3月策定の「健康かでな2010」で掲げた基本理念を引きつぎ、町民一人ひとりの健康づくりを推進していきます。

基本理念

『人も地域もいきいき ニコニコ 健やか長寿のまち かでな』
～ 早世の予防・健康寿命の延伸・生活の質の向上 ～

町民一人ひとりが生活の質の向上を願い、健康づくり・食育推進について主体的に取り組むことはもとより、地域や行政などそれぞれが役割を担い、健康的な活力あるまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、次の3つを基本方針とします。

基本方針1：健康づくりと食育を一体的に取り組む

本計画は、健康づくりについて3分野、食育について4分野のあわせて7分野の視点をもって取り組みます。

基本方針2：ライフステージ別に具体的な目標を立てる

ライフステージの違いにより取り組むべき内容が異なることから、妊娠期から高齢期までのライフステージを4つに分けて、健康づくりと食育を効果的に推進します。加えて、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があるものであることを踏まえて、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の視点も踏まえて目標を設定します。

基本方針3：町民一人ひとりを地域と行政で支援する

個人の努力だけで健康づくりを継続することは大変なことです。そこで、ヘルスプロモーションの考えに基づき、地域、企業、行政、学校などが連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

基本方針 1 健康づくりと食育の一体化

本計画では、国や県の食育推進計画を踏まえ、健康増進計画は3つの分野、食育推進計画は4つの分野に分けて構成されています。

第2次健康・食育かでな21



基本方針2 ライフステージ別に具体的な目標設定

成長段階や健康状態、社会的な立場の違いから、健康づくりや食育への取り組みも変わっていきます。本計画では、各ライフステージの特徴をとらえ、ライフステージに応じた目標を立てます。加えて、ライフコースアプローチの視点も踏まえて目標を設定します。

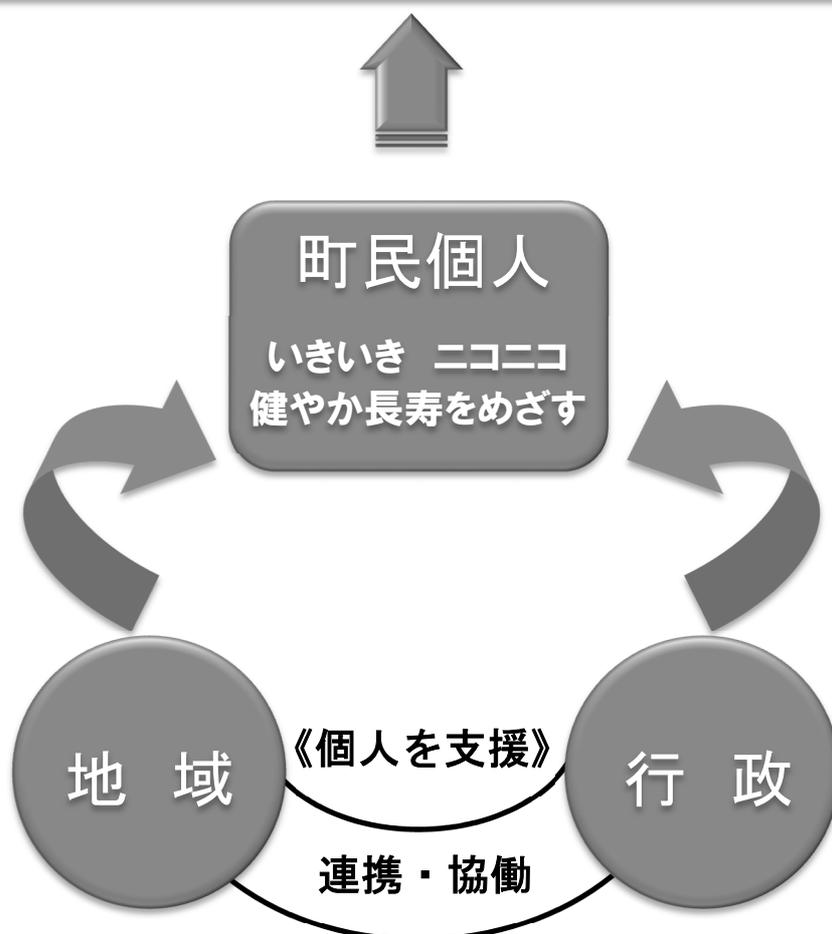
ライフステージ	特 徴
妊 娠 期 (胎児期)	<ul style="list-style-type: none"> ・親になるための準備期。喜びと不安が入り交じり精神的な変化も大きくなる。 ・母体の健康状態が胎児の成長に大きく影響を及ぼす。
乳 幼 児 期 (0～5歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに成長が著しい。健やかな発達にふさわしい環境づくりを心掛け、スキンシップを多く持つことが必要。 ・基本的な生活習慣・食習慣が形成される時期。
学 齢 期 (6～12歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的・身体的な機能の成長が著しい。基本的な生活習慣や食習慣が確立される時期。 ・地域社会との関わりが深まる。
思 春 期 (13～19歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人へ移行する時期。自立に向かう時期。 ・子どもの心と大人の心が存在し、精神的不安定さが残る時期。
青 年 期 (20～34歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に自立し、仕事・子育て等極めて活動的で充実した時期。 ・日常生活・社会生活に大きな変化がある時期で、精神的な負担が増加し始める。
壮年期(前期) (35～54歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活が安定する時期。社会的な責任が大きい時期。 ・肉体的、生理的機能が安定を保つ時期だが、身体機能が徐々に低下し始める時期。
壮年期(後期) (55～64歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に重要な役割を担う。 ・身体機能に衰えがみられる時期。
高 齢 期 (65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・人生の成熟期。地域社会の中で、指導的な役割を担う。 ・心身の老化や環境変化の影響で、不安や孤独に気持ちが傾きやすい時期。 ・加齢に伴い介護を必要とする人の割合が増加する。

基本方針3 地域と行政が協働で健康づくりを支援

健康づくりは町民一人ひとりが主体的に取り組むことが大切です。しかし、個人の努力だけで健康づくりを継続することは大変なことです。そこで、本計画ではヘルスプロモーションの考えに基づき、地域、行政が連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

基本理念

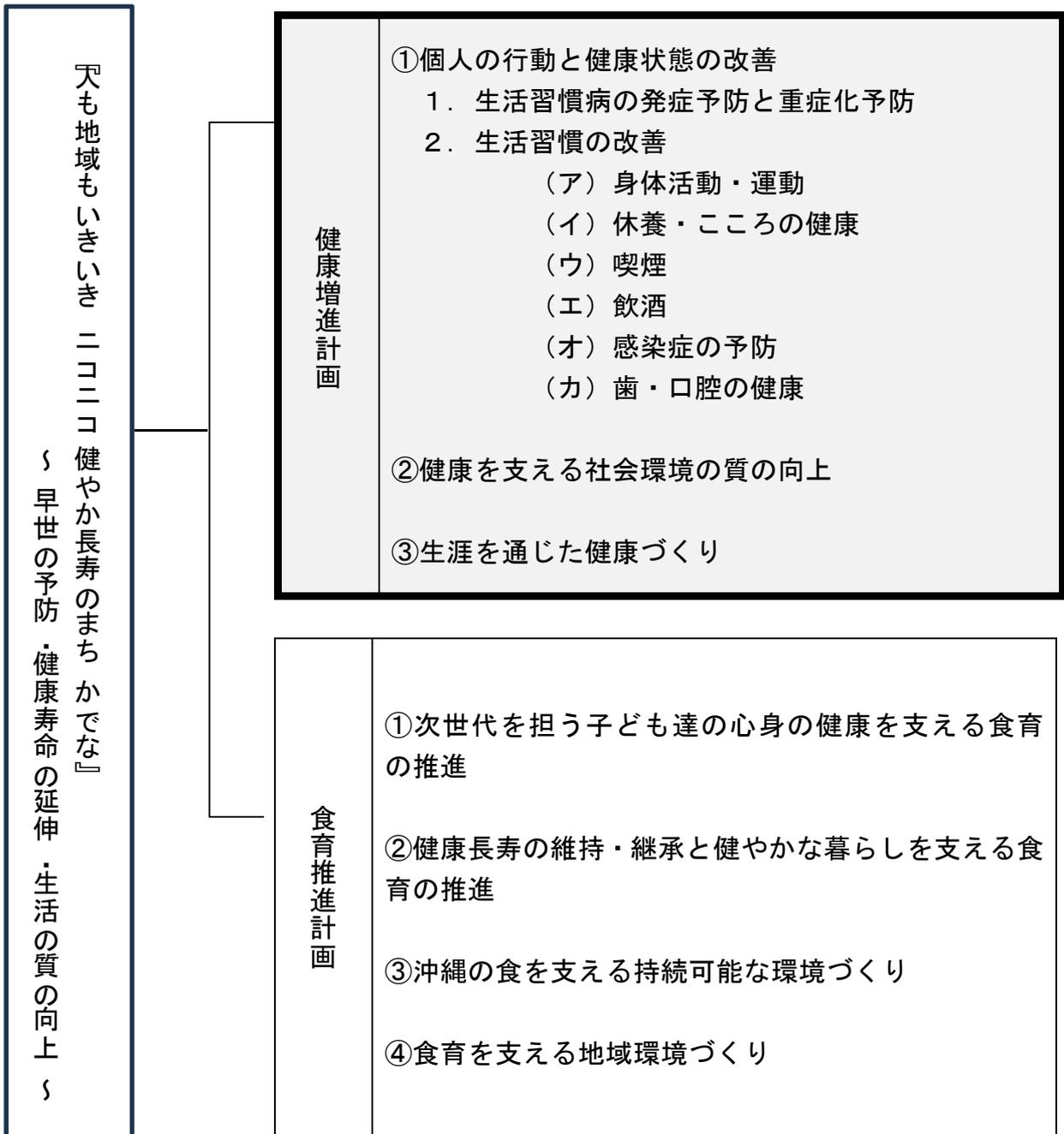
『人も地域もいきいき ニコニコ 健やか長寿のまち かでな』
～ 早世の予防・健康寿命の延伸・生活の質の向上 ～



2 健康増進計画

(1) 施策体系

基本理念



(2) 施策の展開

① 個人の行動と健康状態の改善

1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防

○現状と課題

生活習慣病の発症や重症化を予防するためには、適度な睡眠や運動、バランスの良い食事といった適切な生活習慣に加え、定期的な健康診査や各種検診の受診が重要です。健康診査や各種検診の受診により、体内の状態について確認し、異常があれば保健指導や精密検査等の実施を通して、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことができます。嘉手納町においては、健康診査や各種検診の受診機会の確保や未受診者への積極的な受診勧奨の取組を継続的に進めており、その結果、いずれの検診においても沖縄県の平均的な受診率[※]を上回っています。一方で、アンケート結果によると、健康診査を「4年以上受けていない」人は15.2%で、各種がん検診を「4年以上受けていない」人はそれぞれ3割を超えている状況であることから、未受診者に向けた更なる受診勧奨に向けて取組を進める必要があります。

※：令和4年度地域保健・健康増進事業報告(健康増進編)の国民健康保険の被保険者の受診率データを参照

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・胎児・乳幼児の健やかな成長のため、定期的な健康相談を実施します。
学齢期・思春期	・規則正しい生活習慣を身に付けられるように、周知・啓発に取り組めます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	・生活習慣病予防に関する知識の普及に努めます。 ・町民が自身や家族の健康状態に関心を持つように周知・啓発を行います。 ・定期的な健康診査・各種検診の受診率向上に向けて取組を行います。 ・検診で異常が見つかった際、早急に病院を受診できるような体制を整えます。

○主な取組

<p>妊娠期・胎児期 乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠時の健康相談において、健やかな胎児の成長に向けて、適切な生活習慣の知識の普及を図ります。 ・ 乳幼児健康診査において、乳幼児の健康状態を確認し、健やかな成長を支援します。 ・ 不妊治療について活用できる制度やサービスの周知を図ります。
<p>学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を通して、こどもが規則正しい生活習慣を身に付けられるように取り組みます。
<p>青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康展の開催等、町民が生活習慣病予防に関する知識を身に付けられるような場や自身の健康状態に関心を持つような環境づくりに取り組みます。 ・ 定期的な健康診査・各種検診を着実に実施できるような体制づくりに加え、未受診者への受診勧奨を行います。 ・ 医療機関とも連携し、検診で異常が見つかった際に町民が早急に病院を受診できるような環境づくりを推進します。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
がん検診受診率の向上	胃がん (50～69 歳・過去 2 年)	町民保険課	11.0%	20.0%
	大腸がん (40～69 歳・過去 1 年)	町民保険課	8.2%	20.0%
	肺がん (40～69 歳・過去 1 年)	町民保険課	10.6%	20.0%
	乳がん (40～69 歳・過去 2 年)	町民保険課	15.6%	20.0%
特定健診実施率の向上	特定健診受診率	町民保険課	35.3%	60.0%
生活習慣病 (NCDs) のリスクを高める量を飲酒している人の減少	1日(回)当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上の人の割合	町民保険課	男性 38.4% 女性 63.8%	男性 35.7% 女性 52.9%
飲酒の頻度について、「ほとんど毎日」の人の減少	飲酒の頻度について、「ほとんど毎日」の人の割合	町民保険課	39.6%	35.6%
多量飲酒者の減少	多量飲酒者の割合	町民保険課	13.3%	12.0%
節度ある適度な飲酒量(1日平均純アルコールで約20g程度)を知っている人の増加	節度ある適度な飲酒量(1日平均アルコールで約20g程度)を知っている人の割合	町民保険課	33.3%	46.6%
COPD の認知度向上	COPD を認知している人の割合	町民保険課	19.8%	34.9%

2. 生活習慣の改善 (ア) 身体活動・運動

○現状と課題

嘉手納町では街区公園4箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、広場がそれぞれ1箇所整備されています。都市計画決定面積は全体で31.7haとなっており、嘉手納町町民1人当たりの都市公園等面積は、23.5㎡/人（令和2年国勢調査人口）で、沖縄県が示す確保目標20㎡/人（沖縄県広域緑地計画）を上回っています。

加えて、兼久海浜公園・嘉手納公園・水釜公園・屋良ふれあいパークへの遊具の設置・再整備も検討しており、幅広い世代の交流や身体活動の支援に向け、環境整備に取り組んでいます。

また、町民ウォーキング大会や新春マラソン大会等の幅広い世代に運動習慣を啓発する運動行事や、高齢者水泳教室等の高齢者の筋力維持・運動能力維持に向けた取組を実施し、町民の健康寿命の延伸を図っています。

一方前回計画で目標としていた「運動習慣者の割合の増加」について、令和5年度調査では43.2%※となっており、目標値の46.1%には2.9ポイント届かず、また、ライフコースアプローチという観点では、運動習慣のない子どもが一定数存在しているため、こどもの頃から運動を習慣づけるための取組やその習慣を維持するための取組が求められています。

※43.2%という数値は、経年比較を行うために対象年齢を前回調査と揃える加工を行った後の数値であり、加工前の調査結果は49.2%となっております。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・親子が交流しつつ楽しんで運動できる環境整備に取り組みます。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや運動を通じて、同年代との交流を深めつつ、基礎体力の向上に努められるような取組を支援します。 ・友人や家族と一緒に楽しく運動出来る環境整備に取り組みます。
青年期・壮年期(前期)	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康増進のため、日常生活で意識的に体を動かす習慣づくりに取り組みます。 ・無理なく継続できる運動の啓発に取り組みます。 ・友人や家族と一緒に楽しく運動できる環境整備に取り組みます。
壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康増進のため、日常生活で意識的に体を動かす習慣づくりに取り組みます。 ・運動能力や筋力の低下を防ぐため、無理なく継続的に取り組める運動の啓発に取り組みます。 ・友人や家族と一緒に楽しく運動できる環境整備に取り組みます。

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・親子交流や運動促進のため、公園内の環境整備を行います。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・親子交流や運動促進のため、公園内の環境整備を行います。 ・学校の授業の中で同年代との交流を行いつつ、基礎体力の向上に取り組みます。 ・他世代との交流を行いつつ、運動習慣を身に付けられるような地域の運動行事を開催します。
青年期・壮年期(前期)	<ul style="list-style-type: none"> ・親子交流や運動促進のため、公園内の環境整備を行います。 ・他世代との交流を行いつつ、運動習慣を身に付けられるような地域の運動行事を開催します。
壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の運動促進のため、公園内の環境整備を行います。 ・他世代との交流を行いつつ、運動習慣を身に付けられるような地域の運動行事を開催します。 ・運動能力や筋力の維持・向上のため、高齢期の町民が楽しく運動できる取組を推進します。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
運動習慣者の増加	20～64 歳の運動習慣者の割合	町民保険課	43.1%	52.1%
運動習慣者の増加	65 歳以上の運動習慣者の割合	町民保険課	55.1%	58.4%
ロコモティブシンドロームの認知度	ロコモティブシンドロームの言葉と意味を知っている人の割合	町民保険課	18.0%	27.0%
「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する生徒の増加	「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する中学生の比率	社会教育課	中学生 64.0% (R6)	中学生 65.0%
体力・運動能力調査における体力合計点の向上	体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均との比較	教育指導課 教育総務課	小学5年生 男子：49.4 (-3.1) 女子：52.2 (-1.7) 中学2年生 男子：44.6 (+2.9) 女子：48.4 (+1.2) (R6)	増加

(イ) 休養・こころの健康

○現状と課題

健康増進にあたり、睡眠は重要な要素として位置づけられていますが、前回計画で目標に掲げていた「睡眠によって十分な休養が取れている人の割合」は令和5年度調査において44.4%※¹で、過去10年間で8.2ポイント減少するなど悪化傾向にあり、また睡眠時間が6時間未満の人の割合についても、特に40歳代以降の女性については、沖縄県平均を上回っています。※²

国は、良い睡眠には、量・質の双方が重要であるとして、睡眠に関して「睡眠時間が十分に確保できている人の増加」「睡眠で休養が取れている人の増加」の2つを目標に掲げており、嘉手納町においても、両者の改善に向けた取組が必要とされています。

また、こころの健康という点において、嘉手納町では町民のこころの健康状態の維持・改善に向けて、講演や展示等のイベント開催や、健康相談等に取り組んでいますが、どの事業も参加者数が少なく、十分な効果を発揮できていない状況です。沖縄県の調査では、K6※³における「こころの状態」が良くない人の割合が増加傾向にあり、加えて全死因に占める自殺の割合も直近数年で増加傾向にあるという点も踏まえ、着実に取組を推進していくことが求められています。

更にライフコースアプローチという点では、こどものこころの健康のため、嘉手納町ではスクールカウンセラーや養護教諭による相談活動を行っていますが、こどもの場合は相談者数が多く、対応が追いついていない状況となっています。沖縄県の調査では、重度抑うつ・不安障害に相当すると判定された高校2年生は全体の15%程度存在するとされていることを踏まえ、嘉手納町のこどものこころの健康のため、更に取組を加速させていく必要があります。

また、こころの健康の増進には、行政の支援だけでなく、家庭や職場の協力が不可欠であることを踏まえ、育児等家庭の悩み・不安を相談する機会の設置や、企業に対する働きかけも重要となっています。

※1 44.4%という数値は、経年比較を行うために対象年齢を前回調査と揃える加工を行った後の数値であり、加工前の調査結果は52.5%となっております。

※2 嘉手納町の女性の回答は40歳代では37.7%、50歳代では50.6%、60歳代では50.0%となっており、それぞれ沖縄県の回答を0.4ポイント、13.3ポイント、8.6ポイント上回っている。

※3 K6とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された調査手法の一つであり、一般住民を対象とした調査

で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・子育てについての不安や悩みを相談できる環境整備やその周知に取り組みます。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者がこどもの声に耳を傾けられるよう啓発に取り組みます。 ・ こども達が悩みや不安を相談しやすい環境整備やその周知に取り組みます。
青年期・壮年期(前期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身に適したストレス解消方法を見つけるための周知・啓発に取り組みます。 ・ 信頼できる仲間づくりができるような環境整備に取り組みます。 ・ 適度な休養・休暇の重要性についての啓発に取り組みます。 ・ 睡眠によって十分な休養がとれている人の割合を増やす事を目指し睡眠の効能や重要性について周知・啓発に取り組みます。 ・ 悩みや不安を相談しやすい環境整備やその周知に取り組みます。
壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠によって十分な休養がとれている人の割合を増やす事を目指し睡眠の効能や重要性について周知・啓発に取り組みます。 ・ 信頼できる仲間づくりができるような環境整備に取り組みます。 ・ 悩みや不安を相談しやすい環境整備やその周知に取り組みます。

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納町こども家庭センターにおいて、妊娠期・胎児期から子育て期まで、全ての妊産婦や子育て家庭の総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら様々な相談に応じます。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども達が悩みや不安を相談できるような環境・機会を学校内に設けます。 ・ タブレット端末やQRコードなどを活用して相談できるような仕組みづくりに努めます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口や人材育成を通して、悩みや不安を相談しやすい環境整備を行います。 ・ イベントの開催を通じて適度な休養や休暇の重要性について啓発します。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
睡眠で休養が取れている人の増加	睡眠で休養が取れている人の割合	町民保険課	52.5%	57.8%
睡眠時間が十分に確保できている人の増加	睡眠時間が6～9時間の人の割合	町民保険課	58.0%	63.8%
周囲とのつながりを感じている人の増加	「会うと心が落ち着き安心できる人」が「いる」と回答した人の割合	町民保険課	78.3%	増加
	「個人的な気持ちや悩みを打ち明けることができる人」が「いる」と回答した人の割合	町民保険課	74.8%	増加
	「お互いの考えや将来のことなどを話し合う事の出来る人」が「いる」と回答した人の割合	町民保険課	74.8%	増加
	「あなたの行動や考えを理解し、応援してくれる人」が「いる」と回答した人の割合	町民保険課	80.5%	増加
社会活動を行っている人の増加	地域活動に参加している人（「あなたは地域活動に参加していますか」に、「無回答」又は「参加していない」以外を回答した人より算出可能）の割合	町民保険課	25.4%	増加

(ウ)喫煙

○現状と課題

令和2年4月より改正健康増進法が施行されたことで、受動喫煙の防止に向けて各施設で取組が進んでいます。

また、ライフコースアプローチという観点では、妊娠中の喫煙は妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児にも影響を及ぼすものであり、こどもの喫煙は自身の健康への影響が大きく、なおかつ成人期を通じた喫煙継続にも繋がるものであることを踏まえ、嘉手納町では、乳幼児健康診査等において、妊産婦・同居家族・こどもの喫煙・受動喫煙防止に向けて取り組んでいます。ただし、嘉手納町の女性の喫煙率は8.4%と、沖縄県の女性の喫煙率よりも高い傾向にある^{※1}ことから、これまでの取組の継続に留まることなく、更なる取組が求められています。

また、たばこの煙等の有害物質を習慣的に吸い込むことにより COPD^{※2} や循環器疾患に罹患するリスクが高まることから、国や県では、COPD の周知や喫煙率の減少に向けて取り組んでおり、嘉手納町においても喫煙者への禁煙支援や、喫煙時のマナー向上についての取組の必要性が高まっています。

※1：嘉手納町の喫煙率は男性24.0%、女性8.4%、沖縄県の令和3年調査時の喫煙率は男性24.2%、女性5.0%

※2：COPD とは慢性閉塞性肺疾患のこと。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙による胎児への影響を周知し、妊婦・同居家族等の喫煙防止に向けて取り組みます。・ 受動喫煙の影響を周知し、乳幼児の受動喫煙の防止に向けて取り組みます。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none">・ 「最初の1本」を吸わせないように、喫煙が身体に及ぼす影響について周知します。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none">・ 禁煙したい人が禁煙に成功できるように支援します。・ 受動喫煙の影響を周知し、喫煙マナー向上に向けた取組を展開します。・ 加熱式タバコ、電子タバコの健康影響について、普及啓発に取り組みます。

○主な取組

<p>妊娠期・胎児期 乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦に対して、喫煙による胎児への影響について周知し、また妊産婦や同居家族等に対して、喫煙・受動喫煙防止の普及啓発を行います。 ・ 乳幼児健康診査において保護者に受動喫煙の影響を周知し、乳幼児の受動喫煙防止を推進します。 ・ 各施設に分煙区域を設定し、受動喫煙を防止します。
<p>学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校において喫煙が身体に及ぼす影響を周知する機会を設け、最初の1本を吸わせないように取り組みます。 ・ 教育施設は全面禁煙とし周知します。
<p>青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設に分煙区域を設定し、受動喫煙を防止します。 ・ 健康展等において、喫煙が身体に及ぼす影響についての知識を周知・啓発します。また、禁煙希望者に対し禁煙外来などの情報を周知し禁煙を支援します。 ・ 受動喫煙による影響を周知し、喫煙マナーの向上に向けて啓発を行います。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
喫煙率の減少	20歳以上の喫煙率	町民保険課	14.9%	12.0%
COPDの認知度向上	COPDを認知している人の割合	町民保険課	19.8%	34.9%
受動喫煙の認知度	受動喫煙の認知している人の割合	町民保険課	82.7%	91.0%

(エ) 飲酒

○現状と課題

飲酒分野については、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合が全国的に増加しており、女性においては令和元年調査の結果、当該割合が9.1%となり、過去10年間で1.6ポイント増加しています。少量の飲酒でも高血圧やがんのリスクが上がるなどの研究結果が報告されている中で、沖縄県においても同様の傾向がみられているため、適正な飲酒量についての周知・啓発の取組の重要度が増してきています。

嘉手納町においても、母子手帳交付時の健康相談や未成年への酒害の普及啓発等の取組を進めていますが、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり、近年は少量多頻度の飲酒傾向が顕著^{※1}になってきています。

前回計画の目標であった多量飲酒者の割合は減少傾向にあるものの、毎日飲酒する町民の割合は増加傾向にあるという状況であり、町民の健康増進に向けて、節酒に向けた更なる取組の推進が求められます。

また、ライフコースアプローチという観点では、妊娠中の飲酒は胎児性アルコール症候群(FAS)を引き起こす可能性があり、またこどもの飲酒は発達に悪影響を及ぼすことを踏まえ、自身や家族の将来的な健康増進に向けた飲酒防止への啓発が必要です。

※1：飲酒の頻度について「ほとんど毎日」と回答した人が令和5年調査で飲酒習慣のある者全体の39.8%を占めており、過去10年間で12.4ポイント増加しています。一方で、1日あたりの純アルコール摂取量60g以上(例 ビール500ml 3本以上)の者は令和5年調査で飲酒習慣のある者全体の15.6%となっており、過去10年間で1.0ポイント減少しています。なお、上記の数値は経年比較を行うために、対象年齢を前回調査と揃える加工を行っています。加工前の調査結果は以下のとおりです。

飲酒の頻度について「ほとんど毎日」と回答した人：39.6%

1日あたりの純アルコール摂取量60g以上の人：13.3%

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒による胎児への影響を周知し、妊婦の禁酒を促進します。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒が身体に及ぼす影響について周知し、節度ある節酒を啓発します。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒が身体に及ぼす影響についての理解を促進します。 ・ 自分の適量を知り、節度ある飲酒を啓発します。 ・ 週2日は休肝日を設けることの重要性を周知する。

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳交付時の面談において飲酒による胎児への影響を周知し、妊婦の禁酒を促進します。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の保健の学習や薬物乱用防止教室において、飲酒が身体に及ぼす影響を周知する機会を設け、19歳までの飲酒防止と20歳以降の節度ある飲酒の啓発に取り組みます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康展において、節度ある適切な飲酒量や飲酒が身体に及ぼす影響、アルコールに関する問題等についての知識を普及、啓発を行います。適切な休肝日についての知識を周知し、啓発します。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
生活習慣病 (NCDs) のリスクを高める量を飲酒している人の減少	1日(回)当たりの純アルコール摂取量が男性 40g以上、女性 20g以上の人割合	町民保険課	男性 38.4% 女性 63.8%	男性 35.7% 女性 52.9%
飲酒の頻度について、「ほとんど毎日」の人の減少	飲酒の頻度について、「ほとんど毎日」の人の割合	町民保険課	39.6%	35.6%
多量飲酒者の減少	多量飲酒者の割合	町民保険課	13.3%	12.0%
節度ある適度な飲酒量(1日平均純アルコールで約20g程度)を知っている人の増加	節度ある適度な飲酒量(1日平均アルコールで約20g程度)を知っている人の割合	町民保険課	33.3%	46.6%

(オ) 感染症の予防

○現状と課題

県の感染症予防の方針の中で、市町村には予防接種の適切な実施や地域住民への感染症に関する情報提供、といった役割が期待されています。

予防接種の実施という観点では、嘉手納町の麻しん・風しんワクチンの令和4年の接種率は、Ⅰ期が92.7%、Ⅱ期が86.9%となっており、Ⅰ期・Ⅱ期共に全国平均を下回っている^{※1} 状況であることから、受診勧奨に向けた取組を進める必要があります。

また、嘉手納町の高齢者向けの肺炎球菌ワクチンの令和4年の接種率は12.0%^{※2} となっており、近隣市町村と比較して接種率が低い傾向にあることから、受診勧奨に向けた取組を進める必要があります。

地域住民への感染症に関する情報提供という観点では、感染症予防や罹患後の行動に関する知識の普及啓発に取り組んでいますが、新たな感染症の拡大等も視野に、引き続き取組を継続していく必要があります。

※1：令和4年の麻しん・風しんワクチンの全国平均接種率は、Ⅰ期が95.4%、Ⅱ期が92.4%。

※2：接種率は「接種者数/対象者数」で算定している。接種者数については厚生労働省が公表している数値を使用。対象者については、令和2年国勢調査における老年人口を5で割ったものを使用。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期・乳幼児期・学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症予防のため、手洗い等の家庭で実践できる内容を習慣づけるよう啓発します。・ 標準的な接種期間内に予防接種を行えるように接種勧奨に取り組みます。・ 感染症予防及び罹患後の行動に関する正しい知識を周知・啓発します。
青年期・壮年期(前期)	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症予防及び罹患後の行動に関する正しい知識を周知・啓発します。
壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症予防及び罹患後の行動に関する正しい知識を周知・啓発します。・ 高齢者が主な対象となるワクチンの接種率向上に取り組みます。

○主な取組

<p>妊娠期・胎児期・乳幼児期・学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種予防接種の適切な実施・受診勧奨に取り組みます。 ・ 各学年の発達段階に応じて特設授業を実施し、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・ 学校において、感染症予防のために実施すべき習慣について指導します。 ・ 感染症予防のための予防接種に関する正しい知識をホームページや SNS 等で周知・啓発します。
<p>青年期・壮年期(前期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防のための予防接種に関する正しい知識をホームページや SNS 等で周知・啓発します。
<p>壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防のための予防接種に関する正しい知識をホームページや SNS 等で周知・啓発します。 ・ 肺炎球菌ワクチンの適切な実施と、接種率向上に向けた受診勧奨に取り組みます。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
MR I 期接種率増加	MR I 期接種率	町民保険課	88.2%	95.0%
MR II 期接種率増加	MR II 期接種率	町民保険課	89.2%	95.0%
おたふくかぜワクチン接種率の増加	おたふくかぜワクチン接種率	町民保険課	67.2%	84.7%
肺炎球菌ワクチン接種率増加	肺炎球菌ワクチン接種率	町民保険課	36.4%	42.5%

(カ) 歯・口腔の健康

○現状と課題

嘉手納町では、沖縄県で唯一子どもへのフッ化物塗布支援を行っている他、16歳以上の町民に対する歯科疾患検診も実施しており、幅広いライフステージの町民に向けた取組を展開しています。

前回計画で目標に掲げていた「歯間ブラシ・フロスの使用者の増加」や、「小学生のむし歯罹患率の減少」について、前者は令和5年度調査で39.0%、後者は同調査で男子51.45%、女子47.05%でいずれも目標値を達成しており、嘉手納町の歯と口の健康に関する状況は着実に改善しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って一部検診では受診者が減少しており、また国・県の計画では8020達成者^{※1}や咀嚼良好者^{※2}に関する目標も定められる等、壮年期(後期)・高齢期の口腔機能の維持に関する目標も設定されていることから、今後は、歯科疾患検診の受診勧奨等の取組を更に充実させ、口腔機能の維持・向上に向けて取り組むことが求められます。

また、ライフコースアプローチの観点では、乳幼児期・学齢期からの口腔ケアの習慣が、将来的な口腔機能の維持・向上に寄与することを踏まえ、家庭・学校における口腔ケアの習慣化に向けた取組を推進する必要があります。

※1：8020達成者とは、75歳～84歳で自分の歯が20本以上の人のこと。

※2：咀嚼良好者とは、何でも噛んで食べられる人のこと。

○施策の推進方針

<p>妊娠期・胎児期 乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中は口腔内の環境が悪くなりやすいことを踏まえ、適切なケアを行うよう、知識の普及啓発を行います。 ・ 仕上げ磨き、フロス・フッ化物の使用等、子どもに対する適切な口腔ケアの方法を保護者に周知します。
<p>学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが、毎食後・就寝前の歯みがき習慣を身に付けられるよう支援します。 ・ フッ化物の使用等、子どもに対する適切な口腔ケアの方法を保護者に周知します。
<p>青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咀嚼良好者の増加に向けた周知・啓発に取り組みます。 ・ 町民に歯みがきを習慣づけられるよう周知・啓発に取り組みます。 ・ 歯科検診の受診勧奨に取り組みます。 ・ 歯周病予防方法の周知に取り組みます。 ・ 適切な義歯のケアを行えるよう、周知・啓発に取り組みます。

○主な取組

<p>妊娠期・胎児期 乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもへのフッ化物塗布支援に取り組みます。 ・ こどもに対する歯科健診を行います。 ・ 母子健康手帳交付時に、口腔ケアに関する情報提供を行います。 ・ 令和7年度より保育所等に通う園児の保護者及び保育従事者向けにフッ化物洗口に関する講演会を実施します。
<p>学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での定期歯科健診の中で、要治療となっている歯を持つ子どもには適切に治療勧告を行います。 ・ よい歯の子の表彰や保健指導などを通して、歯みがきの習慣化に対する周知・啓発に努めます。
<p>青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な口腔ケアの周知や、歯周病の予防のため、歯周疾患検診に取り組みます。 ・ フレイル予防健康座等を開催し、口腔機能の健康を保つ事がフレイル予防に繋がる事の周知、広報に取り組みます。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
咀嚼良好者の増加	70 歳以上でなんでも噛んで食べることができる人の割合	町民保険課	今後調査	72.0%
定期的な歯科検診受診者の増加	20 歳以上で過去 1 年間に歯科検診を受診した人の割合	町民保険課	57.0%	90.0%
フッ化物洗口を実施している施設数の増加	フッ化物洗口を実施している施設数（保育所・認定こども園・幼稚園）	子ども家庭課	9 箇所 (R6)	11 箇所

② 健康を支える社会環境の質の向上

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として個人の健康を支え、守ることのできる環境づくりに努めていくことが必要です。特に、働き盛り世代の健康改善が大きな課題となっていることから、従来の行政主導型による健康づくりだけでなく、広く町民の健康づくりを支援する企業や民間団体及び企業間において積極的に連携するなど、町民が主体的に行う健康づくりの取組を支援する体制が必要です。

また、こどもから高齢者まで町民一人ひとりが、自治会やこども会、青年会、老人クラブなどで主体的に社会参加しながら、支え合い、地域や人とのつながりを深めていくだけでなく、既存の地域活動ネットワークに健康の視点からアプローチしていくことも重要です。

健康づくりの取り組みは社会経済的環境の影響を受けることから、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な人や、健康づくりに関心のない人なども含め、健康に対して意識するきっかけづくりや行動変容を促す環境づくりが求められます。多様な主体との連携を図り、ライフステージをつなぐ情報提供などに取り組めます。

■社会環境の質に関わる指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
社会活動を行っている人の増加 (再掲)	地域活動に参加している者 (「あなたは地域活動に参加していますか」に、「無回答」又は「参加していない」以外を回答した人より算出可能)の割合	町民保険課	25.4%	増加
フッ化物洗口を実施している施設数の増加 (再掲)	フッ化物洗口を実施している施設数(保育所・認定こども園・幼稚園)	子ども家庭課	9箇所 (R6)	11箇所

③ 生涯を通じた健康づくり

町民一人ひとりが生涯にわたって健康的な生活を送るために、こども、働き盛り、高齢者の各ライフステージの身体的特徴や生活・労働環境、健康に関する意識や知識、行動等を踏まえた健康づくりが重要です。

生活習慣病はこどもの頃からの食生活、運動習慣などの様々な生活習慣病に起因するものであり、個人の現在の健康状態は、これまでの生活習慣や社会環境の影響を受けることに加え、次の世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を通じた継続的な健康づくりの実践が必要となります。

本計画では、上位計画である「健康日本21(第三次)」や「健康おきなわ21(第三次)」での目標設定の考え方を踏まえ、日頃の生活習慣や健康状態に関する目標項目の中から「こども」「働き盛り」「高齢者」の各ライフステージにおいて優先度の高い目標項目を選択・設定し、ライフコースアプローチの考え方を踏まえ、関連する計画等と連携して取り組みます。

1. こども（妊娠期・胎児期・乳幼児期・学齢期・思春期）

乳幼児期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも影響を及ぼします。運動習慣や食習慣に関連する目標項目を設定し、目標達成に向けて、将来を担うこどもたちの健康を支える取組を推進します。あわせて胎児に影響を及ぼす妊婦の健康づくりについても関連計画と連携し、推進します。

■ こどもに関する指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する生徒の増加（再掲）	「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する中学生の比率	社会教育課	中学生 64.0% (R6)	中学生 65.0%
体力・運動能力調査における体力合計点の向上（再掲）	体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均との比較	教育指導課 教育総務課	小学5年生 男子：49.4 (-3.1) 女子：52.2 (-1.7) 中学2年生 男子：44.6 (+2.9) 女子：48.4 (+1.2) (R6)	増加
朝食を食べている児童・生徒の割合の増加	朝食を食べている小学6年生の割合	教育指導課	78.5% (R6)	増加
	朝食を食べている中学3年生の割合	教育指導課	77.0% (R6)	増加

2. 働き盛り（成人期・壮年期）

働き盛り世代の日頃の生活習慣や健康状態は、高齢期の健康状態に大きく影響を及ぼします。

また、適正体重や食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒、健康・歯科検診受診に関連する目標項目を設定し、目標達成に向け、働き盛り世代の健康を支える取組を推進します。

■働き盛りに関する指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
肥満者の割合の減少	BMIにて肥満（BMI25以上）と判定されている割合	町民保険課	男性：38.5%	男性：25.0%
			女性：28.9%	女性：25.0%
朝食を欠食する若い世代（20～30歳代男女）の割合の減少	朝食をいつも食べない者（20～30歳代）の割合	町民保険課	10.2%	5.0%以下
運動習慣者の増加（再掲）	20～64歳の運動習慣者の割合	町民保険課	43.1%	52.1%
喫煙率の減少（再掲）	20歳以上の喫煙率	町民保険課	14.9%	12.0%
生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している人の減少（再掲）	1日（回）当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人の割合	町民保険課	男性 38.4% 女性 63.8%	男性 35.7% 女性 52.9%
定期的な歯科検診受診者の増加（再掲）	20歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した人の割合	町民保険課	57.0%	90.0%

3. 高齢者（高齢期）

高齢になると、加齢に伴う身体機能の低下に加え、複数の慢性疾患の罹患や、認知機能や社会とのつながりが低下し、健康な状態と要介護状態の間を指すフレイルになりやすい傾向があります。また、認知症高齢者は今後も増加することが見込まれています。

高齢者が住み慣れた環境でいきいきと過ごすには、高齢期以前からの運動不足等生活習慣の改善や糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防に加え、フレイル予防につながる低栄養の防止や社会参加による社会的孤立の防止、社会的役割の保持が大切です。

ロコモティブシンドロームや社会活動への参加、口腔機能に関する目標項目を設定し、目標達成に向け、高齢者の健康を支える取組を関連計画と連携し、推進します。

■ 高齢者に関する指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
腰痛・手足の関節痛のある人の減少	65 歳以上で腰痛・手足の関節痛のある人の割合	町民保険課	50.2%	45.0%
社会活動を行っている人の増加（再掲）	65 歳以上で地域活動に参加している人の割合	町民保険課	25.4%	増加
咀嚼良好者の増加（再掲）	70 歳以上でなんでも噛んで食べることができる人の割合	町民保険課	今後調査	増加

3 食育推進計画

(1) 施策体系

基本理念

『天も地域もいきいき ニコニコ 健やか長寿のまちかだな』
『早世の予防・健康寿命の延伸・生活の質の向上』

健康増進計画

- ①個人の行動と健康状態の改善
 - 1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - 2. 生活習慣の改善
 - (ア) 身体活動・運動
 - (イ) 休養・こころの健康
 - (ウ) 喫煙
 - (エ) 飲酒
 - (オ) 感染症の予防
 - (カ) 歯・口腔の健康
- ②健康を支える社会環境の質の向上
- ③生涯を通じた健康づくり

食育推進計画

- ①次世代を担う子ども達の心身の健康を支える食育の推進
- ②健康長寿の維持・継承と健やかな暮らしを支える食育の推進
- ③沖縄の食を支える持続可能な環境づくり
- ④食育を支える地域環境づくり

(2) 施策の展開

① 次世代を担う子ども達の心身の健康を支える食育の推進

○現状と課題

乳幼児期に身につけた生活習慣は、生涯の健康づくりの基本となるものです。家庭食の洋風化や食の外部化等、食を取り巻く環境が変化していく中でも、子ども達が心身ともに健やかに成長できるように、家庭、学校・保育所、行政が連携して取組を進めていく必要があります。

家庭においては、朝昼晩の三食を基本に、家族で食卓を囲んで食事を取りながらコミュニケーションを図る共食を通じて、規則正しい食習慣と食事の基本を身に付けることが期待されており、学校・保育所や行政においては、そのサポートができるような体制作りが求められています。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・ 乳幼児の健やかな成長に向け、適切な栄養や離乳食に関する周知・啓発を行います。
学齢期・思春期	・ 食育活動を通じて食に対する関心を高めます。 ・ 健康な食生活の推進のため、共食の重要性について周知を図ります。 ・ 規則正しい生活習慣を身に付け、将来の生活習慣病予防の基礎作りに向けて取組を進めます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	—

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・ 乳幼児健康診査や個別相談等を通じて、乳幼児期に必要な栄養と離乳食等に関する正しい知識の普及を図ります。 ・ 離乳食教室を通して、適切な離乳食の知識と技術の普及を図ります。
学齢期・思春期	・ 野菜の栽培や収穫、調理体験等の食育活動を通して、食に対する関心を高めます。 ・ 給食を通じて、食についての正しい理解と判断力を身に付けつつ、共食等の望ましい食習慣づくりに努めます。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を通して、こどもが規則正しい食習慣を身に付けられるように取り組みます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	—

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
3歳児における朝食を毎日食べている人の増加	3歳児における朝食を毎日食べている人の割合	子ども家庭課	96.3% (R6)	増加
3歳児における食事をよく噛んでいる人の増加	3歳児における食事をよく噛んでいる人の割合	子ども家庭課	90.3% (R6)	増加
3歳児における食事やおやつの時間が決まっている人の増加	3歳児における食事やおやつの時間が決まっている人の割合	子ども家庭課	73.9% (R6)	82.0%
朝食を食べている児童・生徒の増加	朝食を食べている小学6年生の割合	教育指導課	78.5% (R6)	増加
	朝食を食べている中学3年生の割合	教育指導課	77.0% (R6)	増加

② 健康長寿の維持・継承と健やかな暮らしを支える食育の推進

○現状と課題

心身の健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らしていくためには、規則正しい生活習慣と栄養バランスの整った食生活が重要です。そして規則正しい生活習慣のために、朝食は欠かせない要素ですが、近年全国的に朝食を食べる人の割合は減少傾向にあります。嘉手納町においては、朝食を毎日食べる割合に大きな変化はありませんが^{※1}、朝食を食べない人の中に「朝食を食べる習慣がない」と回答する人^{※2}が増えていることを踏まえ、規則正しい生活習慣を改めて普及していく必要があります。

また、沖縄県では肥満者の割合が全国平均を大幅に上回っており、肥満者の割合減少を重点的な課題に設定しています。嘉手納町においても、特に男性の38.5%が肥満の判定となっていることから、肥満者の割合の改善に向けて取組を推進する必要があります。

※1：平成30年調査時60.7%、令和5年調査時59.3%

※2：平成30年調査時36.8%、令和5年調査時41.4%

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・ 胎児・乳幼児の健やかな成長に向けて、家庭における健康的な食習慣の普及に向け取組を行います。
学齢期・思春期	・ 児童生徒の健やかな成長に向けて、家庭における健康的な食習慣の普及に向け取組を行います。 ・ 児童生徒が自身や家族の食習慣に関心を持つように周知・啓発を行います。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	・ 町民の健康増進に向けて、家庭における健康的な食習慣の普及に向け取組を行います。 ・ 町民の健康増進に向けて、自身の体の状態に関心を持つように情報提供や啓発を行います。 ・ 町民が自身や家族の食習慣に関心を持つように周知・啓発を行います。

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納町食生活改善推進協議会と連携し、家庭における適切な食習慣づくりに取り組みます。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納町食生活改善推進協議会と連携し、家庭における適切な食習慣づくりに取り組みます。 ・ 健康展等、栄養や健康づくりに関する周知啓発を通して、町民に適切な食と健康に関する知識の普及を行います。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納町食生活改善推進協議会と連携し、家庭における適切な食習慣づくりに取り組みます。 ・ 特定保健指導や健康相談を通して町民の健康状態の維持・改善に向けて取り組みます。 ・ 健康展等、栄養や健康づくりに関する周知啓発を通して、町民に適切な食と健康に関する知識の普及を行います。 ・ フレイル予防健康座等を開催し、フレイル予防に繋がる高齢期の食事についての周知、広報に取り組みます。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値(R5)	目標値(R11)
朝食を欠食する若い世代(20～30歳代男女)の減少	朝食をいつも食べない者(20～30歳代)の割合	町民保険課	10.2%	5.0%以下
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	町民保険課	48.1%	60.0%以上
ゆっくりよく噛んで食べる人の増加	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	町民保険課	男性：50.9%	55.0%以上
肥満者の減少	BMIにて肥満(BMI25以上)と判定されている人の割合	町民保険課	男性：38.5%	男性：25.0%
			女性：28.9%	女性：25.0%

③ 沖縄の食を支える持続可能な環境づくり

○現状と課題

沖縄県には、亜熱帯の自然環境や諸外国との交流の歴史の中で、人々の生活に根付いて育まれた独特な食文化が形成されてきました。しかし近年食生活の欧米化、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴い、私たちの食を取り巻く環境は大きく変化しており、伝統的な食文化が失われつつあります。一方で、地域に受け継がれてきた食文化について「次世代に伝えたいものがあるが、実際に伝えられていない」と回答した人は55.1%もいることから、その人々が次世代に食文化を受け継げるような環境の整備が求められています。

また、消費者の農林水産物及び加工食品に対する安全・安心志向の高まりから、生産者と消費者の顔の見える関係を求める動きが広がっていますが、嘉手納町での農水産業を体験したという回答は2.7%にとどまっています。今後、農水産業体験や調理体験を通して生産者と消費者をつなぎ、地場製品の魅力を発信する取組を進めていく必要があります。

加えて、令和元年には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進していくこととされました。嘉手納町においても80.9%※の人が食品ロス削減に向けて取り組んでいるところですが、食品衛生に対する正しい知識も踏まえた上で、引き続き食品ロスの更なる削減に向けて取組を進めていく必要があります。

※：「取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」の回答の合算

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	<ul style="list-style-type: none">・ 食文化の継承に向けて、伝統料理・行事食を食べる機会の増加に向けて取り組みます。・ 乳幼児の食物アレルギーを踏まえた食生活を推進します。
学齢期・思春期	<ul style="list-style-type: none">・ 食文化の継承に向けて、伝統料理・行事食を食べる機会の増加に向けて取り組みます。・ 食材を調理する力を身に付けられるよう取組を進めます。・ 望ましい食習慣を継承できるように取組を推進します。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	<ul style="list-style-type: none">・ 食文化の継承に向けて、伝統料理・行事食を調理し、食べる機会の増加に向けて取り組みます。・ 食文化の継承に向けて、地場産品や安心・安全な食事について学べる環境づくりを推進します。・ 町民が食品を購入する際、地場産品の購入や安心・安全な食品の購入を行うように啓発します。

○主な取組

<p>妊娠期・胎児期 乳幼児期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や学校、生産者等との連携を図り、地場産品を育てる体験の確保や伝統料理・行事食を食べられるような機会を提供します。 ・ 各家庭と連携し、アレルギーを踏まえた適切な食事を提供できる体制を整えます。 ・ 乳幼児健康診査や離乳食教室において、対象児に応じたアレルギーに関する情報提供を行います。
<p>学齢期・思春期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や学校、生産者等との連携を図り、地場産品を育てる体験の確保や伝統料理・行事食を食べられるような機会を提供します。 ・ 児童生徒の食品に関するアレルギーを把握し、適切な食事を提供できる体制を整えます。 ・ 給食を通して、食への興味関心を高め、望ましい食習慣を身に付けられるように啓発します。 ・ 栄養職員と連携し、発達段階に応じた食育指導を行います。
<p>青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祭りや伝統行事の開催に伴って、伝統料理や行事食について普及・啓発します。 ・ 健康展や調理、農水産業体験等において、地産地消の利点や食品の安全性に関する知識について周知・啓発します。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
次世代に伝えたい料理や味について、伝えたいものがあり、実際に伝えている人の増加	次世代に伝えたい料理や味について、伝えたいものがあり、実際に伝えている人の割合	町民保険課	20.5%	35.0%以上
農林漁業体験を経験した人の増加	農水産業体験を経験した人の割合	町民保険課	2.7%	15.0%以上
調理体験を経験した人の増加	調理体験を経験した人の割合	町民保険課	16.1%	30.0%以上
食品ロス削減のために意識して取り組んでいる人の増加	食品ロス削減のために「取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」人の割合	町民保険課	80.9%	87%以上

④ 食育を支える地域環境づくり

○現状と課題

食を取り巻く環境が変化していく中で、「食育」という考え方を浸透させ、食について考える機会を確保することが重要です。一方で、食育イベントに参加したことがある町民は全体の3割程度であり、過半数の町民はイベントに参加したことがなく、「食育」という考え方について理解している人も全体の46.9%に留まっています。町民の健康的な食習慣づくりのために、町民が食育に触れられるようなイベントや教育を通じて、「食育」の考え方を普及し、関心を高めていく必要があります。

また、食育を総合的に推進するためには、庁内関係課や地域団体等との連携、協力体制の整備が求められます。特に、「食育」の普及啓発において、嘉手納町食生活改善推進協議会などの地域の食育ボランティアが重要な役割を果たしており、食育の普及啓発に向けた担い手を増やす取組が求められます。

○施策の推進方針

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・ 保育所や幼稚園において食育の意義や目的を周知する機会を設け、「食育」に対する興味関心の喚起に取り組みます。
学齢期・思春期	・ 学校において食育の意義や目的を周知する機会を設け、「食育」に対する興味関心の喚起に取り組みます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	・ イベント等において食育の意義や目的を周知する機会を設け、「食育」に対する興味関心の喚起に取り組みます。 ・ 食育活動を支援する担い手の増加に向けて取り組みます。

○主な取組

妊娠期・胎児期 乳幼児期	・ 給食だよりを発行し、食育に対する興味関心の喚起に取り組みます。
学齢期・思春期	・ 給食だよりを発行し、食育に対する興味関心の喚起に取り組みます。 ・ 「食育の日」に校内放送を行い、郷土料理等の紹介を行う事で、「食育の日」の普及に取り組みます。
青年期・壮年期(前期) 壮年期(後期)・高齢期	・ 健康展等の開催を通して、食育の意義や目的について周知します。 ・ 食生活改善推進員養成講座を開催し、食育活動の担い手の増加に取り組みます。

○指標

目標	具体的な指標名	担当課	現状値 (R5)	目標値 (R11)
「食育」という言葉やその意味を知っている人の増加	「食育」という言葉やその意味を知っている男性の割合※	町民保険課	男性：34.5%	50.0%
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している人の増加	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している人の数	町民保険課	食生活改善推進協議会 15人 (R6)	増加

※ 「食育」の認知度については男女の差が22ポイントと大きいため、男性の数値向上を目標に設定。